

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

- * 以下の問題には、本日（令和 5 年 10 月 28 日）時点で施行されている法令に基づいて解答すること。ただし、それ以降に施行される法令に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはない。

〔第 1 問〕 次の【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。（配点 50 点）

【設問 1】

A は、その所有する甲土地について、B と通謀して虚偽の売買契約を締結し、その登記名義を B に移転した。これを奇貨として B は、A に無断で甲を C に売却した。この時、C は、A B 間の売買が虚偽のものであることを知らなかった。また、B から C への登記移転は、未了である。他方、甲は、A が占有し続けている。

この場合について、次の(1)及び(2)の問いに合計 15 行程度で答えなさい。

- (1) 登記を備えていない C は、A に対し、甲の所有権を主張することができるか。
- (2) A が甲を D に譲渡し、現実に引き渡した場合、登記を備えていない C は、D に対し、甲の所有権を主張することができるか。なお、A D 間の譲渡に際し、D は、A から、A B 間の売買は虚偽のものであると説明されており、また、B C 間で売買が行われたことを知らなかったものとする。

【設問 2】

A は、その所有する自動車甲について、B との間で賃貸借契約を締結した。その際、甲は修理を要する状態であったところ、A B 両名は、賃料を安くする代わりに甲の修理は B の負担とする旨を取り決めた。そこで B は、C との間で、代金 100 万円で甲を修理する旨の請負契約を締結した。C は、同契約に基づき甲を修理し、B に引き渡した。ところが、その直後に B が所在不明となり、C は、残代金 50 万円の回収が不可能となった。他方、A は、甲を B のもとから回収したが、その価値は、修理により 50 万円増大していた。

この場合に C は、A に対し、不当利得として残代金相当額の支払を求めることができるか。判例の考えに即して、10 行程度で答えなさい。

〔第 2 問〕 次の【事例】1 から 4 までを読んで【設問 1】に、【事例】1 から 6 までを読んで【設問 2】に答えなさい。なお、【設問 1】と【設問 2】は相互に独立した問題である。（配点 50 点）

【事例】

- 1 豊中市で弁当屋の経営を始めることとなったAは、2023年4月13日に、米を販売するBとの間で、同年5月1日から1年間、毎月1日に100kgの米をBがAの経営する弁当屋の店舗に届け、Aは、米を受け取った後、1週間以内に代金10万円をBに支払うという内容の売買契約を締結した。
- 2 Aの経営する弁当屋は、洋風弁当の専門店であり、上記の売買契約においては、看板メニューであるパエリア弁当を作るのに適したイタリア産の米をBがAのために調達することとされていた。Bは、Aと契約する前は、国産米のみを扱っていたが、イタリア産の米を、1年を通じて安定した価格で調達するために、苦労して独自の輸入ルートを開拓した。
- 3 Aは、弁当屋の経営を始める前にも、様々な事業を経営したことがあったが、弁当屋を経営するに際しては、Aは、周辺住民の弁当の消費量や店舗周辺の交通量など弁当屋の経営に必要な基本的な調査を全く行わずに、毎月の弁当の売上げを予想していた。そして、Bに対しては、Aは、「事業経営の経験からパエリア弁当がヒットするのは間違いありません。毎月の期日までに必ず米を届けてください。1年間同じ品質のイタリア産の米の調達をお願いしますよ。」と伝えていた。
- 4 同年7月までは、AはBから米を受け取り、代金も支払ったが、弁当の売り上げは低迷し、Bから購入した米が大量に余るため、同年8月1日にBが1袋10kgの米10袋をトラックで運搬し、Aに届けると、Aは、Bが配達する米の品質が下がったという虚偽の理由を述べて、米の受取りを拒否した。そこでBは、Aに対して、同年8月10日までは米を受け取るよう通知した。再配達の日程としてAとBで定めた同年8月10日に、再びBがAに米を届けると、Aは、居留守を使って米の受取りを拒否した。

【設問1】

Aが米の受取りを今後も拒否するのではないかとの不信感を持ったBが、2023年8月以降については、Aに米を配達する義務を免れたいと考えた場合、Bはどのような民法上の主張をすると考えられるか。

【事例】（【事例】1～4につづく）

- 5 Aが米の受取りを拒否するので、仕方なく、Bは、Aに届けた米を、所有する倉庫に保管した。
Bは、万が一の洪水に備えて、倉庫に止水板を設置し、倉庫への浸水を防ぐよう努めていた。
- 6 同年8月13日にBの倉庫が所在する場所で50年に一度の大洪水が発生し、止水板を超えて大量の水が倉庫に侵入したために、保管されていた米が全て腐食し、廃棄されることとなった。

【設問2】

Bが、同年8月分については、米を配達せずに代金をAに請求したいと考えた場合、Bはどのような民法上の主張をすると考えられるか。

2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民法）出題の趣旨

〔第1問〕

【設問1】

本問は、民法94条2項および対抗問題や無権利の法理等の物権変動論に関する複合的な事例について、基本的な知識をもとに筋の通った推論を展開することができるかを試すものである。

(1)では、CがAに対し甲の所有権を主張するのに、対抗要件としての登記または権利保護資格要件としての登記が必要かを論じることが求められる。

(2)では、Bが登記名義を有していることを踏まえて、CとDの関係において民法177条がどのように適用されるのかを考察する必要がある。

【設問2】

本問は、転用物訴権に関する判例の考えを理解しているかを試すものである。①残代金が回収不能である限りにおいて、Aの利得とCの損失との間に因果関係が認められること、および、②A・B間の賃貸借契約を全体としてみて、Aが対価関係なしに利益を受けたときに限り、Aの利得は法律上の原因のないものといえることを説明する必要がある。

〔第2問〕

【設問1】

本問は、Aが米の受取りを拒否していることにより、Bが売買契約の一部を解除することが認められる可能性について、判例に基づいた論述ができるかを試すものである。

Aの受領義務違反に基づく解除（民法541条、542条2項2号）の可能性を指摘し、判例が継続的な売買契約の事案で、信義則に照らして債権者の引取義務を認めていることを示したうえで、本問においてBが引取義務違反による契約の解除を主張する根拠を示す必要がある。

【設問2】

本問は、種類債務が対象になっている売買契約で、8月分のBの債務について履行不能における危険の移転について制度の理解をもとに事例を分析できるかを試すものである。

受領遅滞にあるため、履行不能における危険が移転しているという点を指摘し（民法567条2項）、米の給付のような種類債務の履行不能について、同債務が持参債務であり、給付に必要な行為を完了した時（民法401条2項）に種類債務が特定し、滅失しているため履行不能になっていることを示す必要がある。なお、種類物の特定に触れずに、民法413条の2第2項、536条2項により、受領遅滞にあるAが危険を負担するとの説明も評価される。